

○執行機関の附属機関に関する条例

昭和32年3月29日条例第302号

最近改正 平成27年8月7日条例第30号

執行機関の附属機関に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項（附属機関の設置）に基づき、本市に設置する執行機関の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例で定めるものを除くほか、別表のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、執行機関が定める。

----- (略) -----

別表（第2条関係）

附属機関の属する 執行機関	附属機関	担当事務
市長	----- (略) -----	
	吹田市水道事業経営 審議会	水道事業経営についての調査審議に関する事項
	----- (略) -----	
教育委員会	----- (略) -----	